

平成23年5月30日

各位

東海物産株式会社
代表取締役社長 大倉 偉作
(コード番号 8071 名証第二部)
問い合わせ先
常務取締役 管理本部長 笹川 剛
TEL (052) 261-3211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月28日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、創業以来65年以上にわたり、東海物産を社名としてきました。

歴史と伝統をしっかりと受け継ぐために「東海」の名はそのままに、当社が従事する「エレクトロニクス」市場へのコミットメントを明確にし、エレクトロニクス技術商社としての付加価値を追求するために商号変更を行うものであります。

なお、商号変更につきましては、附則により平成23年10月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、東海物産株式会社と称し、英文ではTOKAI BUSSAN CO., LTD. と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、東海エレクトロニクス株式会社と称し、英文ではTOKAI ELECTRONICS CO., LTD. と表示する。
附則 1. 本定款は、昭和30年5月24日から実施する。 (中略) 平成21年6月26日改訂 平成22年1月6日改訂 (新設) (新設)	附則 1. 本定款は、昭和30年5月24日から実施する。 (中略) 平成21年6月26日改訂 平成22年1月6日改訂 <u>平成23年10月1日改訂</u> 2. <u>第1条(商号)の変更は、平成23年10月1日から実施する。</u> <u>なお、本項は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年 6月28日

定款変更の効力発生日 平成23年10月 1日

以上